

平 2 9 財 政 7 7 号
平成29年(2017年)10月13日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
議 会 事 務 局 長
各 種 委 員 会 事 務 局 長
企 業 局 長
様

総 務 部 長

平成30年度当初予算見積書の提出について

県財政の状況と基本的な考え方

本県財政は、人口減少等により地方交付税等の歳入が伸び悩む中、歳出が歳入水準を上回り、恒常的に財源不足が生じる硬直化した構造となっており、平成29年度からの5年間で1,350億円の財源不足が見込まれています。また、今後も社会保障費の増大等が続くことが予想される中、平成30年度当初予算編成においても、現時点で約290億円の財源不足が見込まれるなど、依然として厳しい状況が続いています。

このため、平成33年度を目途として、収支均衡した自立・安定的な行財政基盤の確立を図るため、行財政改革統括本部を中心に、徹底した行財政構造改革に全庁挙げて取り組み、改革の一定の方向性を取りまとめたところですが、持続可能な行財政基盤の確立に向けては、これからの正念場であり、改革の取組を確実に実行に移し、確固たる見通しを立てていく必要があります。

一方で、チャレンジプランが今年度で終期を迎え、活力指標の8割が目標達成の見込みとなっていますが、人口減少の克服や地方創生の実現など、これからの県政には多くの課題が残されています。これらの課題に立ち向かい、将来にわたって元気な山口県を創っていくためには、これまでの成果の上に立ち、未来への確かな道筋を描き、力強く前に進めていかなければなりません。

国の予算編成と地方財政

国においては、本年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2017」を閣議決定し、

これを踏まえた国の平成30年度予算「概算要求基準」において、経済再生と財政健全化の双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとされています。

「経済・財政再生計画」では、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされてはいるものの、国の歳出改革に伴う地方財政計画の見通しや、社会保障・税一体改革の動向など、地方財政を取り巻く環境は非常に不透明であり、予断を許さない状況です。

予算編成の基本方針

これらのことを踏まえ、明年度当初予算は、「財政健全化に向けた行財政構造改革の確実な具現化」と「山口県の未来を切り拓く「3つの維新」への挑戦」の2つを基本方針として、予算編成に取り組みます。

まず、行財政構造改革の確実な具現化については、行財政改革統括本部会議において示された取組の方向性に沿った見直しを着実に進め、その効果を見積りに確実に反映することとします。

次に、「3つの維新」への挑戦については、行財政構造改革の確実な具現化により捻出された財源を活用して、これまでの県づくりの成果の上に立ちつつ、人口減少の克服や地方創生の実現などの県政が直面する課題の克服に向けて、「施策重点化方針」に基づき、実効性の高い施策を重点的に推進することとします。

具体的な方針は下記のとおりですが、職員一人ひとりが本県財政の厳しい状況を十分認識の上、限られた財源の中で、真に必要な事業への集中による重点化や、既存事業の廃止等による事業の厳選を行った上で、的確な見積りを行うよう、お願いします。

別添の「見積作業基準」は、国の動向等が不透明な中でも当面の編成作業を円滑に進めるため、お示しをしたものです。なお、国の予算編成及び地方財政対策等が明らかになり次第、必要に応じ、事業の再見積りを求めることもあり得ますので、ご留意願います。

I 年間総合予算の編成

平成30年度当初予算は、年度内全ての歳入・歳出を見込む、年間総合予算として編成する。

II 総括的な事項

(1) 財政健全化に向けた行財政構造改革の確実な具現化

- ① 全ての事務事業について「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿った事業の見直しを行い、その効果を見積りに反映させること。
- ② 厳格な定員管理等による人件費の削減や、公共事業等の投資水準の適正化など、歳入水準に見合った歳出構造への転換を図る取組を進めること。
- ③ 県有施設については、公共施設等マネジメント基本方針に沿って、財政負担の軽減・平準化を図ること。また、施設維持管理の一括実施にも取り組むこと。
- ④ 歳出構造の転換までの財源不足に対応するため、未利用財産の売却や基金等の効果的な活用など、臨時的・集中的な財源確保対策に取り組むこと。

(2) 山口県の未来を切り拓く「3つの維新」への挑戦

- ① 来年度の「施策重点化方針」に基づく重点施策については、限られた予算の中で重点的な予算配分を行うこととしているので、達成すべき目標等を見据えた上で、現場のニーズ、実効性や費用対効果を十分に考慮しながら、真に今必要な事業へ集中し、的確な施策の構築を図ること。
- ② 既存事業について「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿った休廃止等を確実にを行い、新たな重点施策に必要な財源を捻出すること。
- ③ 厳しい財政状況にあっても着実な施策構築を図るために、地方創生推進交付金等の国の財源措置を最大限に活用すること。

(3) 国の制度変更等への適切な対応

- ① 国の制度・政策の変更に対しては、その内容等を的確に把握・分析の上、県

としての対応を検討する必要がある事業について、国と地方あるいは県と市町の役割分担、県の既存施策との重複や整合性等を改めて検証し、県が果たすべき役割や実施すべき事業のあり方等を見積りに的確に反映させること。

- ② 平成29年度で期限を迎える基金を活用した事業については、基金に代わる国の財源措置等がない場合は、原則として基金の終了に合わせて廃止すること。

Ⅲ 歳入に関する事項

(1) 県 税

今後の経済情勢や税制改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、引き続き、徴収対策の強化を図ること。

特に、個人県民税は、市町と一体となった効果的な徴収対策に努めること。

(2) 国庫支出金

- ① 国における予算編成の状況を踏まえ、国庫支出金の廃止・縮減等の動向に十分留意し、県の財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応すること。

- ② 国制度の枠内において、積極的に財源を確保するため、情報収集等に努め、必要な国庫支出金については、出来る限りの導入確保を図ること。

- ③ 地方創生推進交付金の見積に当たっては、予め総合企画部と十分な調整を行うこと。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の公平、適正化の観点から、既定分の見直しを含め、実態に即した適正な料金設定を行うこと。

(4) 分担金及び負担金

事業内容に応じた受益者負担の適正化等を推進するとともに、各種負担金の収納率の向上に努めること。

(5) 財産収入

- ① 各種基金については、金利動向を踏まえつつ、適正かつ効率的な運用を図ること。
- ② 県有財産については、改めて売却可能性や処分時期の前倒しについて検討を行い、引き続き、積極的な処分を進めるとともに、直ちに処分が困難な物件については、売却までの暫定的な利活用として、貸付等による有効活用に努めること。

(6) その他の収入

- ① 事業全般にわたり、可能な限りの歳入確保に努めること。
- ② 貸付金等における未収金対策については、新たな未収金を発生させることなく適切な債権保全に努めるとともに、山口県債権管理条例に基づき各部局に設置した債権管理者のもと、確実な回収に向けて組織的かつ計画的な対応の強化を図ること。
- ③ スポーツ・文化施設等へのネーミングライツ導入や、県有施設等への企業広告の更なる導入など、積極的に新たな収入確保の取組を推進すること。
- ④ ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度については、制度の趣旨を踏まえた、積極的な利用促進を図ること。
- ⑤ 対象事業の必要性等を検証の上、余剰基金の取崩しや特別会計剰余金の繰入に取り組むこと。

IV 歳出に関する事項

(1) 職員給与費等

- ① 組織のスリム化や「全事業の徹底した見直し」を進め、業務量の削減、業務の効率化を図り、厳格な定員管理等による総人件費の計画的な削減に取り組むこと。
また、臨時職員、非常勤職員についても、業務の実態に応じた配置の必要性について徹底的に検証し、見直すこと。
- ② 新規事業の構築等に伴う新規増員は、全体として増員につながらないよう、臨時職員等を含め、既存事業の整理または定員の再配置により対処すること。

(2) 公共事業等

- ① 国の公共事業予算の動向や地方財政計画等を踏まえつつ、「公共投資等の適正化」の取組内容に沿って見積るとともに、限られた財源で効率的な整備を図るため、事業の必要性や優先性、投資水準、投資効果等を十分検討すること。
- ② 公共事業の効率性・透明性の向上を図るため、再評価等を通じて、これまで以上に費用対効果の分析に努め、これを予算編成に適切に反映させること。
- ③ 政策入札制度の拡充や品質確保の観点を踏まえつつ、計画・設計から維持管理までの総合的なコスト縮減を検証し、今後の計画的な予算執行に支障のないよう努めること。

(3) 国庫補助事業等

- ① 国の予算編成の動向に十分留意し、適切に対応すること。なお、国庫補助金等の廃止・縮減に際して、単純な県費振替は認めないものであること。
- ② 本県における実施の必要性、事業効果、超過負担の状況等を十分検討し、導入すべき事業については、その県費負担の財源を確保した上で取り組むこと。

(4) 補助金

全ての補助制度について、「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿った見直しを確実に行うこと。

(5) 貸付金

「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿った見直しを確実に行うとともに、金利動向や資金需要等を踏まえ、廃止、縮小、貸付条件の改定等について検討すること。

(6) 物件費及びその他の経費

- ① 「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿って、内部経費の節減合理化等を図ること。
- ② 「外部委託推進ガイドライン」に沿って、民間との役割分担や効率性、サー

ビスの質の確保等の点に十分配慮の上、民間、NPO等への事務事業の委託を積極的に推進すること。

- ③ 受託事業については、人員増、超過負担を招くことのないよう留意するとともに、原則として人件費相当額を対象経費に算入すること。

V その他の事項

- (1) 債務負担行為は、将来における財政硬直化の大きな要因となるので、緊急不可欠なものに限り必要最小限の見積りを行うこと。
- (2) 特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行うこと。

平成30年度当初予算見積作業基準

※当面の見積りに当たっては、以下の作業基準によること。

経費区分	見積作業基準等
1 一般行政経費	「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿った見直しにより事業費を削減した上で、以下の区分に従い見積もること。
(1)経常的経費	一般行政事務費（A経費）及び施設維持管理経費（B経費）については、前年度当初予算額（一般財源）から、「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿って事業費を削減した額（※）の範囲内において、それぞれ見積りを行うこと。
(2)義務的支出 (扶助費を含む。)	義務的な性格を有する支出としての妥当性を改めて検証した上で、国における制度見直しの状況等を踏まえながら、最大限の抑制・削減を図り、年間所要見込額を見積ること。
2 施策的経費	<p>(1) 制度として所要額が一定の算定基準に従い決定される事業については、「全事業の徹底した見直し」の方向性の反映等により、事業費の抑制・削減を図り、必要最小限の額を見積ること。</p> <p>(2) その他の事業については、「全事業の徹底した見直し」の方向性に沿って事業費を削減（※）。その上で、平成30年度施策重点化方針に基づく新規事業については、実効性の高い施策の構築を図り、全体で前年度当初予算額（一般財源）の95%の範囲内において、メリハリのある見積りを行うこと。</p> <p style="text-align: center;">また、見積りに当たっては、地方創生推進交付金等の特定財源を積極的に活用すること。</p> <p style="text-align: center;">なお、施策重点化方針に基づく事業の見積りに当たっては、予め総合企画部と調整を行うこと。</p>
3 建設的経費	「公共投資等の適正化」の取組内容に沿って事業費の抑制・削減を図った上で、平成30年度施策重点化方針に基づく重点取組への優先配分を行うこと。
(1)補助直轄事業 (2)単独事業 (3)県営建築事業 (4)その他の投資的経費 (5)災害復旧事業	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">国の予算編成、地方財政計画等を踏まえ、予算編成過程で別途指示</p> </div> <p style="text-align: center;">早期復旧を図る方針の下、所要額を見積ること。</p>
4 給与関係費 (退職手当含む)	[別途指示]

(※) 部局毎の削減額については別途行財政改革推進室から指示